れる河川に関する事業に該当する。本体事業の施行に伴う附帯工事として行う迂回道路の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

県道和歌山橋本線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定に基づき和歌山県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定に基づき和歌山県が道路管理者となることなどから、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、和歌山県和歌山市堀止東一丁目地内の一般国道42号との接続点を起点とし、紀の川市、伊都郡かつらぎ町等を経由して、橋本市向副地内の県道橋本五條線との接続点を終点とする、和歌山県北部の紀北地域を東西に結ぶ延長約49㎞の主要幹線道路であり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき和歌山県防災会議が策定した和歌山県地域防災計画において第一次緊急輸送道路に指定されていることから、災害発生時において緊急輸送活動を担う重要な路線にも位置づけられている。

また、かつらぎ町内における本路線は、一級河川紀の川の左岸地域において東西を結ぶ唯一の幹線道路であることから、沿線住民の通勤、通学を始めとする日常生活等においても重要な役割を担っている道路である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、車道部幅員が5.0ｍの区間が存在するなど狭小な道路であることから、車両の円滑な通行に支障をきたしており、朝夕の通勤通学時間帯を中心に交通が混雑し、渋滞が発生しているなど、主要幹線道路としての機能が損なわれている。

また、現道の約79％の区間が小中学校の通学路に指定されているが、自動車交通量が多いにもかかわらず、歩道は現道の約16％の区間しか設置されていないことから、歩行者等の安全な通行にも支障をきたしている。

本件事業の完成により、必要な車道幅員を有する道路が整備されることから、車両の円滑な通行が確保され、主要幹線道路としての機能の向上が図られるものと認められる。また、歩道が整備されることにより、歩行者等の安全な通行も確保することができる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、起業者は、和歌山県教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第３級の規格に基づき、現道拡幅方式及びバイパス方式により両側又は片側に歩道を備えた２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、本件区間における土地利用状況等を勘案した上で現道拡幅方式及びバイパス方式の併用により整備する案（以下「申請案」という。）のほか、全線を現道拡幅方式とする案並びに現道拡幅方式及びバイパス方式の併用により本件区間を最短距離で結ぶ案について検討が行われている。

申請案と他の２案を比較すると、申請案は、用地取得の必要面積は最も多いものの、支障物件の数が最も少なく住民に与える影響が比較的小さいこと、施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

また、本体事業の施行に伴う附帯工事及び一級河川四邑川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、現道は、幅員が狭小であることから車両の円滑な通行に支障をきたしており、また、歩道の整備も十分でなく、歩行者等の安全な通行も確保されていないことから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、和歌山県町村会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　和歌山県伊都郡かつらぎ町役場

○近畿地方整備局告示第百七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条の十において読み替えて準用する法第四十六条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査業務の廃止の届出があったので、法第七十六条の十において準用する法第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十三日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

二　近畿地方整備局長　６

二　登録建築物調査機関の名称

三　株式会社住環境

三　住所

大阪市天王寺区生玉前町二番二十五号

四　建築物調査の業務を廃止する年月日

平成二十四年三月二十一日

五　廃止する建築物調査の業務に係る区域

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び滋賀県の全域